

京都府エコファーマーマーク使用規程

京 都 府

(目的)

第1条

この規程は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、たい肥等を使った土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う導入計画を京都府知事に提出し認定を受けた農業者（以下、「エコファーマー」という。）が、別紙1記載の商標登録第4782968号「エコファーマーマーク」（以下、「マーク」という。）を使用するにあたり、その適正な使用のために必要な事項を定めるとともに、もって別紙1記載のマークの権利者である各都府県が相互に協力することで適正な管理に努めることを目的とする。

(使用の届け出)

第2条

マークの使用を希望するエコファーマーは、住所地を所管する農業改良普及センター（以下「所管の普及センター」という。）を経由して知事に届出書（様式第1号）を提出し、内容が適当と認められた場合、京都府は受理して届出人に通知するものとする。

- 2 エコファーマーは、京都府からの届出受理（通知）をもってマークを使用できるものとする。
- 3 第1項の届け出は、団体の構成員が全てエコファーマーである場合には、当該団体名で届け出することができる。
- 4 届出人は、第1項の届け出内容に変更が生じた場合には、変更した内容について遅滞なく、所管の普及センターへ報告しなければならない。（様式第1号）

(使用の態様)

第3条

前条によりマークの届け出を受理された者は、マークをシール、包装容器、包装箱、ポスター、チラシ、ワッペン、名刺等に表示することができる。

- 2 マークのデザイン、縦・横の比率及び色は、別紙1のとおりとし、みだりに改変することはできない。ただし、包装容器等のデザイン上やむを得ない場合にはマークの色についてのみ、単色に変更することができる。
- 3 第1項のうち、シール、包装容器、包装箱、ポスター、チラシについては、導入計画に基づき生産された農産物にのみ使用することができる。
- 4 前項の場合、下記に係る事項をマーク近傍に下記の表記をしなければならない。また、

別紙2に定めるエコファーマーマークに関する説明文の記載に努めなければならない。

- (1) 京都府（明朝体又はゴシック体）
- (2) 認定番号（第2条に基づき団体で届け出した場合は、団体名でも可能。ただし、当該団体の問合せ先を併せて記載する。）
- (3) 「環境にやさしい農業をはじめました」「環境にやさしい農業を行っています。」
「エコファーマー eco farmer」のいずれかの文字

5 その他の使用に係る事項は、別途使用細則を定める。

（マークの使用期間）

第4条

マークの使用期間は、導入計画の認定を受けている期間の範囲内とする。

（マークの使用料）

第5条

マークの使用料は無料とする。

（使用状況の報告）

第6条

第2条によりマークの届け出を受理された者は、毎年度対象品目毎の出荷期間終了後、遅滞なく、マーク使用状況報告書（様式第2号）を所管の普及センターを経由して知事へ提出するものとする。

（指導）

第7条

知事は、マークが適切に使用されるようマークの使用者に対して指導を行なうものとする。

2 知事は、前項の指導のため、マークの使用者に対して必要な報告を求め、現地調査を行なうことができる。

（使用の禁止）

第8条

知事は、マークの使用者に対して、次の事項に該当した場合には、マークの使用を禁止させることができる。

- (1) 本規程に定める事項に違反し、不適切なマークの使用・表示が認められる場合

- (2) 第6条に基づく使用状況報告書が提出されない場合
- (3) その他、マークの信頼性を損ねる行為が認められる場合。

附則

本規程は、平成24年4月1日から施行する。

本規程は、平成26年6月9日から施行する。

(別紙 1)

【登録番号】 第4782968号

【登録日】 平成16年7月2日

【登録に係る商標】



【権利者】

茨城県、神奈川県、長野県、富山県、福井県、静岡県、京都府、鳥取県、島根県、香川県、沖縄県

【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

- 2 9 乳製品，食肉，卵，冷凍野菜，冷凍果実，加工野菜及び加工果実，油揚げ，凍り豆腐，こんにゃく，豆乳，豆腐，納豆，なめ物，豆
- 3 0 茶，みそ，穀物の加工品，米，脱穀済のえん麦，脱穀済の大麦，食用粉類
- 3 1 野菜，糖料作物，果実，あわ，きび，ごま，そば，とうもろこし，ひえ，麦，粳米，もろこし，種子類，木，草，芝，ドライフラワー，苗，苗木，花，牧草，盆栽
- 3 5 農業経営・その他の経営の診断又はこれらの経営に関する助言・指導，農業経営・その他の経営に関する情報の提供，農業関連商品の販売に関する情報の提供，農業経営の実態調査
- 4 1 農業の教授，農村文化の知識の教授，土壌改良技術の教授，農業体験行事（田植・稲刈り・野菜の植付け・収穫等）の企画・運営又は開催，農業・農作物の製造に関する資料の展示
- 4 2 土壌・土質その他の地質の調査，農業・畜産又は水産に関する試験・検査又は研究，農業・畜産又は水産の試験・検査又は研究に関する情報の提供
- 4 4 有害動物の防除（農業・園芸又は林業に関するものに限る。），害虫の駆除（農業・園芸又は林業に関するものに限る。），病虫害対策の指導・助言（農業・園芸又は林業に関するものに限る。）

(別紙 2)

エコファーマーマークに関する説明文

エコファーマーとは、京都府における持続性の高い農業生産方式導入指針に基づき、持続性の高い農業生産方式を導入する計画を立て、京都府知事の認定を受けた農業者です。認定計画に基づいた農産物にエコファーマーマークを付しています。

(様式第1号)

京都府エコファーマーマーク使用(変更)届出書

平成 年 月 日

京都府知事 様

住所

(団体名)

氏名 (代表者名)

エコファーマー認定番号 号

京都府エコファーマーマーク使用規程に基づき、次のとおりマークの使用を届け出ます。

記

農作物名	
出荷期間	
予定出荷量(重量・個数・袋数)	
備考 (名刺、ワッペンを作成する場合はその旨を明記)	

(添付資料)

使用予定マークのデザインがわかるもの(デザイン図等)

団体届け出の場合、

- ・団体の構成員の氏名・住所及び認定番号の一覧
- ・規約の写し

(様式第2号)

京都府エコファーマーマーク使用状況報告書

平成 年 月 日

京都府知事 様

住所

(団体名)

氏名 (代表者名)

エコファーマー認定番号 号

平成 年度のエコファーマーマーク使用状況について、下記のとおり報告します。

記

農作物名	
出荷期間	
総出荷量 (重量・個数・袋数)	
うち、マークを添付した 出荷量 (重量・個数・袋数)	
備 考	

(添付資料)

使用状況がわかる写真 (品目が多い場合は、うち1つで可)

京都府エコファーマーマーク使用規程細則

京 都 府

1. 使用規程第1条で規程するマークは、使用しようとする者の導入計画に基づき生産された農産物にのみ使用でき、農産物加工食品には使用できない。ただし、精米、荒茶等は、通常そのような形態で流通しているため、マークを使用することができる。
また、スーパー等で販売するときにPRのために使用することができるが、消費者等に、「店舗にあるすべての農産物がエコファーマーにより栽培されている」、「農産物の品質が保証されている」等の誤解を与えないよう十分に注意して使用する。
2. 使用規程第3条の表示については、視認性を損なう大きさ、色や柄の上、煩雑な文章や要素の近くで使用することはできない。
3. 使用規程第3条4項に定める近傍とは、容易に見つけることができる場所であり、必ずしもマークのすぐ横に記載する必要はない。
4. 同第3条4項(2)の認定番号については、第2条第3項の規定により団体が申請した場合に限り、認定番号に代えて、団体名を記載することができるものとする。
ただし、消費者が当該団体の内容を知るために、インターネットホームページのURLや問合せ先の電話番号を記載しなければならない。

1. 使用例

■ 使用例



京都府
○持第〇〇〇号



京都府
○持第〇〇〇号



京都府
○持第〇〇〇号

エコファーマーとは、京都府における持続性の高い農業生産方式導入指針に基づき、持続性の高い農業生産方式を導入する計画を立て、京都府知事の認定を受けた農業者です。認定計画に基づいた農産物にエコファーマーマークを付しています。

◎ 団体名を使用する場合

■ 使用例



京都府
△△部会
URL : WWW.abcd.html



京都府
□□グループ
TEL 012-345-678□



京都府
●●●営農組合
URL : WWW.efgh.html

エコファーマーとは、京都府における持続性の高い農業生産方式導入指針に基づき、持続性の高い農業生産方式を導入する計画を立て、京都府知事の認定を受けた農業者です。認定計画に基づいた農産物にエコファーマーマークを付しています。

2. 使用禁止例

■ 使用禁止例



縦横比を変更しない



規定以外の色を使用しない
(デザインの関係等でやむを得ない場合は変更可※3)



書体を変更しない



イラストが描かれて表示しない



視認性を損なう画像や塗りの上で使用しない



識別できないほど小さく使用しない



周辺に煩雑な文章等を表示しない
(説明及び必要認定番号等を除く)



周辺に煩雑な要素を表示しない
(説明及び必要認定番号等を除く)

※3 容器包装等デザインの関係でやむを得ない場合は、色についてのみ単色に変更して使用することができます。

3. 表示色規程

■ 表示色規程

カラー再現

	プロセスカラー(4)	特色
BLUE	C100 M30	DIC 181
GREEN	C90 Y100	DIC 2558
BLACK	K100	DIC 2368



モノクロ再現

BLACK	K100
--------------	------

